

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に於ては、
翌日)

目 次

- ◇ 規 則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇ 訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 遊漁規則の変更の認可
土地改良事業の認可(三件)
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇ 企業告示 収納取扱金融機関の指定

規 則

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十一号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「九千円」を「一万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の保母修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十三年三月三十一日以前に保母養成所に入学者に係る修学資金の月額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

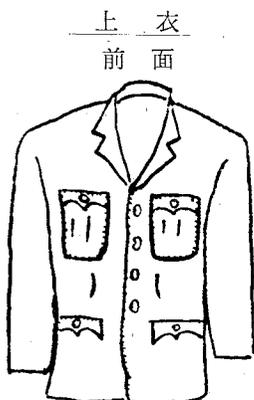
鳥取県訓令第二号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

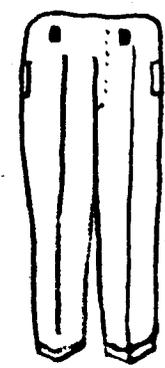
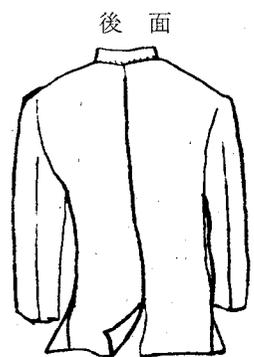
昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県)



別表の図の四を次のように改める。

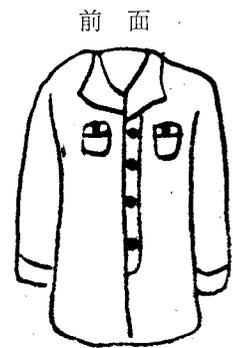


1 この訓令は、昭和五十三年八月二十五日から施行し、昭和五十三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

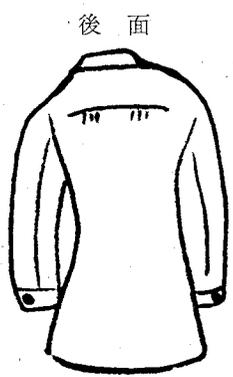
2 適用日前において、現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により交付している被服は、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。



別表の図の一を次のように改める。



別表の図の五を次のように改める。



告示

鳥取県告示第七百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

甲川漁業協同組合

鳥取県西伯郡中山町羽田井一八四四番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第八号

三 認可に係る変更の内容

1 遊漁期間の変更

いわな及びやまめの遊漁期間を現行「四月一日から八月三十一日まで」から「三月一日から九月三十日まで」に改める。

2 遊漁料の額等の変更

次の表の上欄に掲げる区域における遊漁に係る遊漁料の額を同表下欄に掲げる額とし、当該遊漁料は、遊漁する場所において納付するものとする。

区 域	遊 漁 料
中山町羽田井一八四五番地の二地先 （昭和四十五年九月完成治山事業堰堤下）から一八四四番地の一地先（昭和四十二年十一月完成治山事業堰堤上）までの区域	一日 一、五〇〇円 ただし、他の区域の遊漁に係る一年間の遊漁料を納付している者については、一、〇〇〇円とする。

3 その他

所要の規定の整備をする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十三年八月十八日

鳥取県告示第七百十三号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（美成地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十四号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（樟原地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十五号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(鷹狩地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に基づき、青木団地第二土地区画整理事業(第二工区)の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の所在地及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年十二月一日から昭和五十三年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十七年十二月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

米子市青木字丸山、字三崎谷平、字中山、字羽森、字羽森峯、字城下、字乗越、字宮塔及び字宮ノ峯並びに永江の各一部

第二工区

前 更 変	後 更 変
米子市青木字長窪田の全部、字榎ノ前、字丸山、字三崎谷平、字新宮、字上ノ谷、字中山、字羽森、字羽森峯、字城下、字乗越、字南宮塔及び字宮塔の各一部	米子市青木字長窪田、字丸山、字三崎谷平、字羽森、字羽森峯及び字城下の全部並びに字榎ノ前、字新宮、字上ノ谷、字中山、字乗越、字南宮塔及び字宮塔の各一部

五 施行認可の年月日

昭和四十七年十一月二十四日

六 事業年度

第一工区

昭和四十七年度から昭和五十二年度まで

第二工区

昭和四十七年度から昭和五十三年度まで

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社揭示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十三年八月二十三日

鳥取県告示第七百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月十一日 鳥取県指令受倉土維第三百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上福田字児ヶ墓

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市越殿町一四〇九番地

倉吉市農業協同組合

組合町理事 八田隆利

鳥取県告示第七百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年七月十三日 鳥取県指令受米土維第七百八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢一六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原一八五四番地五七 高橋和郎

企 業 告 示

鳥取県企業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定に基づき、鳥取県営工業用水道事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を定めたので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十二條の二第三項の規定により、次のとおり告示し、昭和五十三年八月二十七日から施行する。

昭和五十年七月鳥取県企業告示第一号（収納取扱金融機関の指定について）

ては、昭和五十三年八月二十六日限り廃止する。

昭和五十三年八月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

店 舗 の 名 称		位 置	収納取扱金融機関が 収納金を を納付すべき 出納取扱金融 機関の店舗の 名称
株式会社 鳥取銀行		米子支店	米子市西福原株式会社
境南支店	境西支店	境港市明治町	山陰合同銀行米子支店
境南支店	境西支店	境港市松ヶ枝町	山陰合同銀行境支店
境港支店	境港支店	境港市上道町	山陰合同銀行境支店
五千石支店	住吉支店	米子市福市	
住吉支店	米子駅前支店	米子市上後藤	
米子駅前支店	米子本通支店	米子市東町	
米子本通支店	角盤町支店	米子市四日市町	
角盤町支店		米子市角盤町二丁目	